

岩手県監査委員告示第4号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第43号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年1月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 盛岡広域振興局保健福祉環境部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年7月14日及び同月15日

イ 本監査実施日 平成22年8月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年10月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
扶助費の支出に当たり、著しく遅れて支出しているものが3件、338,620円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	扶助費の支出については、処理状況を確認できる体制を整備する等チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
放課後児童健全育成事業費補助金の執行に当たり、相当期間経過してから交付決定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	放課後児童健全育成事業費補助金の交付決定については、管理表を作成する等チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。

2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局保健福祉環境部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年7月8日

イ 本監査実施日 平成22年8月24日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年10月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
母子福祉資金償還金違約金の徴収に当たり、調定していないものが55件、142,672円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	母子福祉資金償還金違約金の徴収については、平成22年8月10日に調定を行い、同年10月12日に部内職員を対象とした債権管理に係る経理事務研修を開催した。今後は、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。